

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

2019年8月5日（月）発行

No. 339

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL iimukvoku@hokubuminsho.st1.jp

納付能力調査せず強引な徴収 大曾根年金事務所は改めよ



＝ 本村議員(左)と懇談するAさん(中) ＝

大曾根年金事務所に10数枚、約1200万円分の先日付小切手を切っていたAさん（飲食）は、毎日、資金繰りに追われる中、厚生労働省年金局とも連絡をとりながら、事務局も同行して、大曾根年金事務所と粘り強く交渉を続けました。

当初、対応した職員は「振出した小切手を期日通り決済して下さい」「これ以上の組直しは一切応じません」「振出してある金額以上でなければ組直しはしません」と、Aさんの経営状況や収支見通しなどの実情に耳を傾けることはありませんでした。

ところが、厚労省年金局に実情を伝え調査してもらった結果、納付能力調査を怠つ

**国民年金保険料収納事業委託事業者の
訪問や連絡は放置しないように注意を**

息子さんは、国民年金保険料を2年ほど払わず放置しているとのことでしたが、免除申請をすることにしました。

あがっています。

しかし、年金制度自体は高齢者の生活を支える上でなくてはならないものです。無年金者を無くす最低保障年金制度の確立を含め、年金制度を良くする運動を強めましょう。

免除の対象となる所得のめやすは下表のとおりです。詳しくは、事務所へお問い合わせ

飲食業の会員から「息子が会社を辞めて無職だが、株式会社バックスグループが自宅に来て、文書を置いていったがどうしたらいいか」と相談が。

ていたことが分かり、状況が
変わります。

7月26日に大曽根年金事
務所を訪ねると、担当者は休
暇中で課長が対応。「年金機
構の事業推進部門が対応す
るので、窓口では対応しない
ように指示されている」と、
年金機構本部が対応するこ
とになりました。

7月30日午前、年金事務
所に出向き、7月22日付の
小切手の返却を受け、31日

付の小切手の返却手続きをし、10万円の納付書を受け取りました。

その後、民商事務所で日本共産党衆議院議員の本村のぶ子さんと懇談。この間の年金事務所との経過を説明し、親身に対応して頂きました。

Aさんは「連日、交渉に行してもらい、心強かった。自分だけでは対応できなかった。相談して本当に助かりました」と喜んでいきます。

夏期休業のお知らせ

8月12日(月)から15日(木)まで夏期休業のため、閉所します。

商工新聞は8月12日号が休刊となり、
8月19日号を7日以降
に配達者の方に、配布し
ますので、よろしく願
いいたします。



免除の対象となる所得のめやす				
世帯人員	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

**毎月 15 日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は 15 日 80%、月末 100%になるようご協力を!!**

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

